

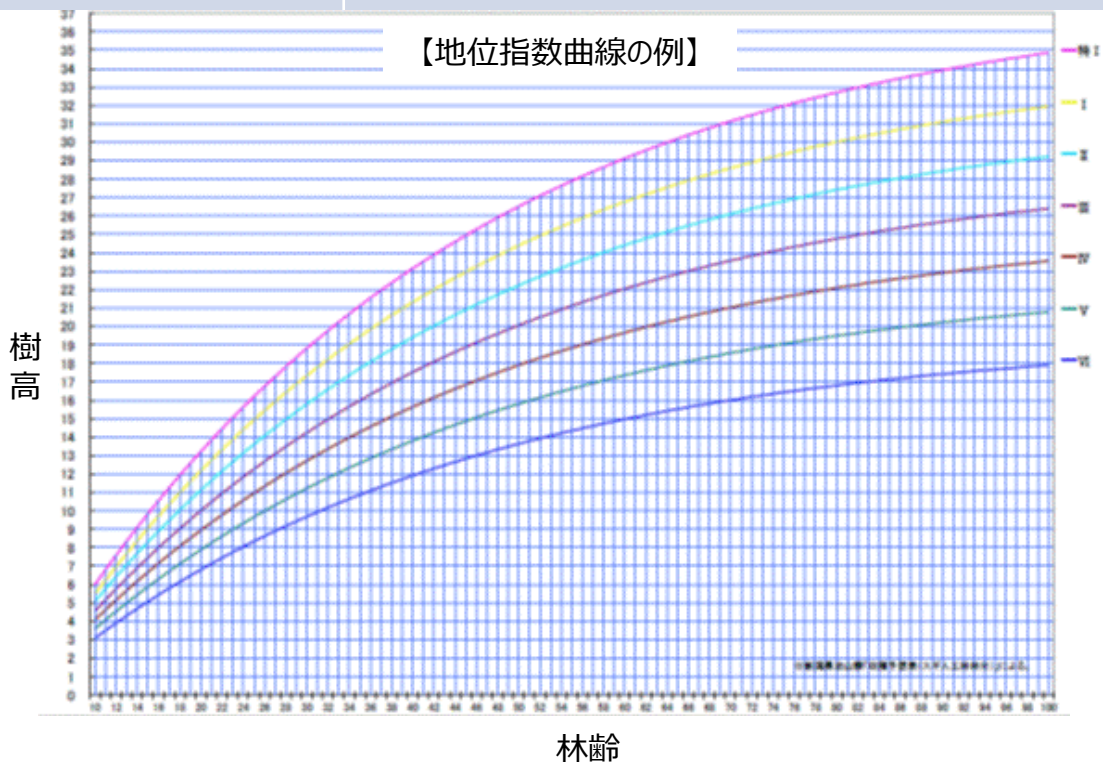
森林の「地位の特定」のためのモニタリングに関する改定

＜改定前の方法と改定により追加された方法の対照表＞ ※改定前の方法も引き続き使用可能

地位特定の手順等	改定前の方法（モニタリングプロットを設置して実測）	改定により追加された方法（補助金受給時の実測結果を使用）
地位特定のためのモニタリングの対象小班のグループ化	森林計画図、オルソ画像、空中写真等を利用し、地形や林相が類似し、地理的にまとまった（例えば、おおむね同一林班にある）同一樹種の小班を30ha以内でグループ化する。	（改定前に同じ）
地位特定に必要なデータの取得源となる調査	森林計画図・オルソ画像、空中写真等を利用し、地形、林相、それぞれの樹種の生育特性等を考慮し、グループ化したモニタリング対象地の平均的な箇所（中央付近）に、モニタリングプロット（調査区域）を設定する。	間伐等の森林施業（但し平成2年4月以降かつ初回間伐又はそれ以降の施業に限る）の実施に当たり、補助金を受給している場合は、受給の際に実施した実測の結果を、モニタリングプロットにおける実測結果に代えて使用することができる（モニタリングプロットの設置は不要）。 この場合、グループ化したモニタリング対象地において現存する林分を対象として、補助金受給の際に実施した実測の結果から、当該対象地のできるだけ平均的な箇所における結果を1つ若しくは2つ以上使用する。使用する実測結果は、できるだけ直近のものとする。
調査の場所	モニタリングプロットを設置した場所は、森林計画図の写し等に設置場所を記録するとともに、GPSにより緯度・経度を記録しなければならない。	補助金受給の際に実施した実測の結果を使用する場合、当該実測を実施した場所は、森林計画図の写し等に明示しなければならない（GPSによる緯度・経度の記録は不要）。
調査の面積	設定するモニタリングプロットは、一辺の長さが水平距離で最大樹高以上の方形、または直径ないし短径が最大樹高以上の正円形ないし楕円形とする。	補助金受給の際に実施した実測の結果を使用する場合は、その対象面積（の合計）が、使用する実測結果における最大樹高を直径とする正円の面積以上となるようにする。 この要件を満たすため2つ以上の実測結果を使用することもできるが、使用する数は要件を満たす範囲で最小限とする。

<改定前の方法と改定により追加された方法の対照表：続>

地位特定の手順等	改定前の方法（モニタリングプロットを設置して実測）	改定により追加された方法（補助金受給時の実測結果を使用）
調査の項目	モニタリングプロットにおける調査項目は、毎木について樹種の同定、林齢の特定（混交林の場合は樹種別に特定）、立木数の確認（立木密度の確認）、胸高直径の測定、及び選択した樹木について樹高の測定である。	補助金受給の際に実施した実測の結果を使用する場合は、モニタリングプロットにおける調査と同じ調査項目の結果が得られなければならない。 樹高を測定する樹木の選択は、2つ以上の実測結果を使用する場合、結果毎に行う。
計測単位	胸高直径の測定値は1cm単位、樹高の測定値は0.1m単位とし、単位以下は四捨五入する。	補助金受給の際に測定した胸高直径を使用する場合は、測定方法等に関わらず当該結果における値を採用してよい。
地位の特定	測定した樹高の平均値を算出し、この値をプロジェクト対象地に適用可能な地位指数曲線に代入する。	測定した樹高の平均値を算出し、この値をプロジェクト対象地に適用可能な地位指数曲線に代入する。補助金受給の際に実施した実測の結果を使用する場合でも、地位指数曲線は、初回検証申請時において最新のものを使用する。 補助金受給の際に実施した実測の結果を2つ以上使用する場合は、結果毎に上記の方法で地位を特定し、相異なる複数の地位が特定された場合は最頻値（最頻値が1つに定まらない場合は中央値、中央値が小数となる場合はそれより劣位で最も近い整数値）となる地位を採用する（下例を参照）。



【例】

- 補助金受給の際に実施した実測の結果を、例えば4つ使用する場合で、特定された地位が1、2、2、3だった場合の地位は「2」を採用し、1、2、3、4だった場合の地位は（中央値が2.5となるので）「3」を採用する。